

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

1. リスク管理債権等

■ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)			保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2023年度	599	599	486	113	100.00	100.00
	2024年度	1,704	1,704	1,100	603	100.00	100.00
危険債権	2023年度	9,434	8,766	5,958	2,807	92.91	80.76
	2024年度	7,974	7,031	4,966	2,064	88.16	68.63
要管理債権	2023年度	96	54	54	0	56.76	0.71
	2024年度	217	63	62	0	29.01	0.53
三月以上延滞債権	2023年度	8	8	8	0	100	0
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	88	46	46	0	52.68	0.65
	2024年度	217	63	62	0	29.01	0.53
小計 (A)	2023年度	10,130	9,420	6,498	2,921	92.98	80.44
	2024年度	9,896	8,798	6,128	2,669	88.90	70.85
正常債権 (B)	2023年度	156,534					
	2024年度	157,893					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	166,664					
	2024年度	167,789					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

2.自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金および信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫による優先出資金のほか、利益準備金など当金庫が積み立てているもの等から成り立っています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は 12.57 %と国内金融機関が健全性の基準とする 4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。当金庫では、自己資本の充実度に関する評価については統合的リスク管理体制を整備し、各種リスクの計測を行うとともに自己資本との対比分析を行っています。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、安定した利益確保による資本の蓄積を第一義的な施策と考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定し、収益体質の強化と自己資本の充実 に努めています。

■ 自己資本の構成に関する事項

単位/百万円

項目		2023年度	2024年度
自己資本			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		22,055	23,209
うち、出資金及び資本剰余金の額		10,933	10,903
うち、利益剰余金の額		11,192	12,375
うち、外部流出予定額（△）		70	69
うち、上記以外に該当するものの額		△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		209	272
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		209	272
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	22,264	23,482
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		111	112
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライツに係るもの以外の額		111	112
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		37	26
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	149	138
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	22,115	23,343
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		187,109	176,965
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額			—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		9,675	8,726
信用リスク・アセット調整額		—	—
フロア調整額			—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	196,784	185,692
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）		11.23%	12.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006 年（平成 18 年）金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位/百万円

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	187,109	7,484	176,965	7,078
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	164,664	6,586	154,735	6,189
(1)ソブリン向け	1,642	65	1,032	41
(2)金融機関向け	37,967	1,518	35,964	1,438
(3)カバード・ボンド向け			-	-
(4)法人等向け	61,579	2,463	50,764	2,030
(5)中小企業等向け及び個人向け	26,789	1,071		
(6)中堅中小企業等向け及び個人向け			17,115	684
(7)抵当権付住宅ローン	1,522	60		
(8)不動産取得等事業向け	11,374	454		
(9)不動産関連向け			21,629	865
自己居住用不動産等向け			8,566	342
賃貸用不動産向け			2,211	88
事業用不動産関連向け			10,851	434
(10)劣後債権及びその他資本性証券等			912	36
(11)三月以上延滞等	154	6		
(12)延滞等向け			5,388	215
(13)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			479	19
(14)信用保証協会等による保証付	1,116	44	1,157	46
(15)出資等	40	1		
(16)株式等			52	2
(17)その他	22,477	899	20,241	809
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	22,203	888	21,939	877
リスク・スルー方式	22,203	888	21,939	877
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	241	9	289	11
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,675	387	8,726	349
BI			5,817	
BIC			698	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額（イ+ロ）	196,784	7,871	185,692	7,427

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行等、国際決済銀行等、信用保証協会等向けエクスポージャーのことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、2023年度は基礎的手法、2024年度は標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、貸出等を行っているお取引先や当金庫が投資した有価証券の発行者の倒産・財務状況の悪化等により、貸出資産や有価証券等の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「統合的リスク管理方針」に基づき、信用リスクをコントロールすべきリスクと捉え、モンテカルロシミュレーション法による VaR で計量化したうえ、自己資本の範囲内で設定したリスク限度枠内にコントロールすることにより、過度なリスクテイクを防止する体制としています。

信用リスク管理については、最終意思決定機関である理事会、審議・指示・決定（理事会決議事項を除く）機関である常勤会をはじめ、審査部など本部各部門や融資委員会・ALM委員会など専門的審議機関を設置し、「信用リスク管理方針」のほか各種規程・要領に基づき信用リスクの適正な把握・管理に努めています。

貸出等にかかる信用リスク管理は、信用格付・自己査定等に基づく債務者区分に応じて、大口ご融資先や未保全が多額な先に対する与信・管理方針等を常勤会において決定し、定期的な報告を実施するほか、業種別の与信残高や信用コストの状況を把握し、与信が特定のお客さまや業種に集中するリスクを防止する体制としています。

有価証券など市場取引にかかる信用リスク管理は、与信先の信用格付に応じた与信限度枠を設定し、与信集中リスクを防止するとともに、与信先の信用状況の変化により時価が一定の比率以上に下落した場合の損失処理手続を規定化することにより、損失の拡大を防止する体制としています。

貸倒引当金の計上基準

将来予想される損失については、厳格な資産査定を行い、その結果に基づき適正な償却・引当を実施しています。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率をもとに予想損失率を求めることにより、今後の予想損失額を算出し、一般貸倒引当金は毎期末に全額を洗替方式により引当を行い、個別貸倒引当金については前期からの自己査定結果の変動を個別に見直して洗替することにより引当を行っております。予想損失額は、債務者区分が正常先から要管理先については、債権総額に対し

予想損失率を乗じることにより一般貸倒引当金として算定し、破綻懸念先から破綻先についてはご融資先ごとに予想損失額を算出し個別貸倒引当金として算定しています。それぞれの算定方法および結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、「格付使用基準」で定めている次の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① (株)格付投資情報センター (R&I)
- ② (株)日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

Ⅲ 直近の２事業年度における財産の状況

■ 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

単位：百万円

エクスポージャー 区分	2023年度					2024年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エク スポージャー
		貸出金等、コ ミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス 取引	債券・ 預け金	デリバティブ 取引			貸出金等、コ ミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス 取引	債券・ 預け金	デリバティブ 取引	
地域区分										
業種区分										
期間区分										
国内	494,609	166,665	312,601	458	264	493,126	171,626	306,884	382	7,677
国外	21,567	—	21,222	345	—	23,685	—	23,313	372	—
地域別合計	516,177	166,665	333,823	804	264	516,811	171,626	330,197	754	7,677
製造業	33,724	16,802	16,921	—	152	35,745	18,824	16,921	—	1,101
農業・林業	3,048	3,048	—	—	13	3,723	3,723	—	—	235
漁業	3,105	3,105	—	—	—	2,870	2,870	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	13	13	—	—	—	11	11	—	—	—
建設業	17,663	16,262	1,401	—	32	16,433	15,132	1,301	—	113
電気・ガス・熱供給・水道業	6,905	1,006	5,899	—	—	7,022	919	6,102	—	—
情報通信業	2,344	241	2,102	—	—	2,277	174	2,102	—	—
運輸業、郵便業	11,427	4,934	6,493	—	0	10,906	4,509	6,396	—	133
卸売業、小売業	23,697	19,679	4,017	—	2	23,811	20,256	3,555	—	1,500
金融業、保険業	218,479	15,237	202,435	804	—	217,479	15,285	201,436	754	7
不動産業	18,961	13,165	5,775	—	27	18,937	13,242	5,674	—	2,344
物品賃貸業	207	207	—	—	—	405	405	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,088	387	700	—	—	1,042	341	700	—	13
宿泊業	3,115	3,115	—	—	—	2,916	2,916	—	—	357
飲食業	2,485	2,485	—	—	1	2,403	2,403	—	—	283
生活関連サービス業、娯楽業	2,378	2,363	—	—	2	2,290	2,274	—	—	58
教育、学習支援業	380	380	—	—	0	330	330	—	—	0
医療、福祉	4,554	4,554	—	—	2	4,612	4,612	—	—	846
その他のサービス	5,053	4,753	300	—	—	5,561	5,261	300	—	57
国・地方公共団体等	109,386	21,611	87,774	—	—	108,392	22,685	85,706	—	—
個人	33,309	33,309	—	—	28	35,436	35,436	—	—	622
その他	14,845	—	—	—	—	14,200	7	—	—	—
業種別合計	516,177	166,665	333,823	804	264	516,811	171,626	330,197	754	7,677
1年以下	131,222	32,390	98,831	—		132,320	33,219	99,099	—	
1年超3年以下	93,728	10,959	82,752	17		81,667	10,984	69,516	49	
3年超5年以下	53,795	15,280	37,896	53		55,618	18,647	36,961	9	
5年超7年以下	35,510	21,864	13,597	47		38,951	21,301	17,500	150	
7年超10年以下	50,143	26,259	23,493	390		57,405	23,346	33,684	374	
10年超	136,762	59,215	77,251	295		133,620	60,013	73,435	171	
期間の定めのないもの	15,014	695	—	—		17,228	4,113	—	—	
残存期間別合計	516,177	166,665	333,823	804		516,811	171,626	330,197	754	

- (注) 1. 「貸出金等」は、貸出金、未収利息、仮払金および買入金銭債権（証券化エクスポージャーを除く）です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債券」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 「その他」は裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
- 具体的には、現金、有形固定資産、信用金庫連合会の対象普通出資等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等（業種別）

	一般貸倒引当金				貸出金等償却	
	期末残高		当期増減額			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
合計	209	272	△ 375	63	単位/百万円	
	個別貸倒引当金					
	期末残高		当期増減額			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	542	558	△ 10	16	38	29
農業・林業	90	87	7	△ 3	3	7
漁業	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	18	8	△ 4	△ 9	－	20
電気・ガス・熱供給・水道業	1	－	△ 2	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	7	5	△ 5	△ 2	7	－
卸売業・小売業	1,154	824	222	△ 330	0	0
金融業・保険業	0	0	0	0	－	－
不動産業	447	475	△ 111	27	－	38
物品賃貸業	－	－	－	－	4	－
学術研究・専門・技術サービス業	－	1	－	1	－	－
宿泊業	255	122	△ 6	△ 132	－	－
飲食業	81	71	8	△ 10	－	6
生活関連サービス業・娯楽業	55	54	△ 1	△ 0	－	0
教育・学習支援業	－	－	－	－	－	－
医療・福祉	250	428	237	177	18	－
その他のサービス	1	3	△ 0	2	17	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－
個人	14	27	△ 0	13	2	4
合計	2,921	2,668	330	△ 252	94	106

単位/百万円

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 個別貸倒引当金は、証券化エクスポージャーを除いています。

3. 貸出金等償却は、貸出金と未収利息です。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）							
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%
2024年度								
現金	4,714	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	48,901	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	320	—	—	500	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	73,576	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	712	—	—	—	—
国際開発銀行向け	312	—	—	—	—	201	—	—
地方公共団体金融機構向け	151	800	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2,323	3,484	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,003	—	—	156,021	—	15,836	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	334	—	3,065	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	8,679	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	9,666	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	0	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	19,703	268	1,147	0	113
自己居住用不動産等向け	—	—	—	19,703	268	867	0	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	279	—	113
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	22	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	271	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	86	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,082	11,576	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	146,387	15,860	—	195,665	268	17,185	0	113

※最終化されたバーゼルⅢの提供に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）							
	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度							
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	601	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	17	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	31,866	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	752	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	752	—	—	—	—
不動産関連向け	—	340	—	806	510	31	114	—
自己居住用不動産等向け	—	340	—	—	510	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	806	—	31	114	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	799	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	340	—	1,558	33,796	31	114	—

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

単位：百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）							
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%
	2024年度							
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	9,913	—	22,532	—	—	6,506	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	19,615	—	—	—	—	131	—
トランザクター向け	—	0	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	6,221	358	—	—	793	—	—	921
自己居住用不動産等向け	5,436	134	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	224	—	—	—	—	—	921
事業用不動産関連向け	784	—	—	—	793	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	352	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	424	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	6,221	29,887	—	22,532	793	—	7,415	921

※最終化されたバーゼルⅢの提供に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

単位：百万円

資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）								
	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
2024年度								
現金	—	—	—	—	—	—	—	4,714
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	48,901
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	1,421
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	73,576
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	712
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	514
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	952
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	5,807
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	181,879
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	3,399
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	—	—	—	79,499
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	30,166
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	752
不動産関連向け	3,651	515	—	3,663	—	—	—	39,162
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	27,263
賃貸用不動産向け	—	—	—	334	—	—	—	2,826
事業用不動産関連向け	3,651	515	—	3,328	—	—	—	9,073
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	912	—	—	—	912
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	3,087	—	—	—	4,261
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	696
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	86
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	17,659
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	52	—	—	52
合計	3,651	515	—	7,663	52	—	—	490,978

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

項目	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
2024年度						
現金	4,714	－	4,714	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	48,901	－	48,901	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,421	－	1,421	－	400	28%
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	73,576	－	73,576	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	712	－	712	－	142	20%
国際開発銀行向け	514	－	514	－	60	12%
地方公共団体金融機構向け	952	－	952	－	80	8%
我が国の政府関係機関向け	5,807	－	5,807	－	348	6%
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	181,879	－	181,879	－	35,964	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,399	－	3,399	－	986	29%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	83,711	2,852	79,054	445	50,764	64%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	31,436	35,744	29,006	1,159	17,115	57%
トランザクター向け	0	29,751	0	752	338	45%
不動産関連向け	39,558	－	39,162	－	21,629	55%
自己居住用不動産等向け	27,480	－	27,263	－	8,566	31%
賃貸用不動産向け	2,889	－	2,826	－	2,211	78%
事業用不動産関連向け	9,188	－	9,073	－	10,851	120%
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	912	－	912	－	912	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	4,295	109	4,245	16	5,388	126%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	696	－	696	－	479	69%
取立未済手形	86	－	86	－	17	20%
信用保証協会等による保証付	17,840	6	17,658	0	1,157	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	39	31	39	12	52	100%
合計					176,675	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位/百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャーの額	
	格付有り	格付無し
2023年度		
0%	54,296	77,460
10%	9,982	11,177
20%	37,040	186,448
35%	—	1,484
50%	34,326	222
75%	—	30,612
100%	14,998	47,489
150%	—	17
250%	3,510	6,305
1250%	—	—
その他	—	—
合 計	154,154	361,218

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

単位/百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	2024年度			
40%未満	375,977	705	10.000	375,482
40%～70%	41,360	29,760	10.000	42,063
75%	31,797	5,300	12.662	29,887
80%	－	－	－	－
85%	24,316	1,254	12.682	22,532
90%～100%	10,638	1,599	18.217	8,209
105%～130%	5,180	－	－	5,088
150%	7,748	93	16.091	7,663
250%	39	31	40.000	52
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	497,058	38,744	－	490,978

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については記載していません。
2. 「CCF の加重平均値（％）」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額を算出するにあたり、信用リスクが低いと判断される資産から定められた方法による削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことです。当金庫における信用リスク削減手法は、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺および保証を採用しています。

また、担保・保証人を付していただく際には、重要事項の説明義務を果たす一方で、融資判断に際しては、お取引先の業容や財務内容、特にキャッシュフローや資金繰り重視の態勢整備を図っており、担保・保証に過度に依存しない融資推進に努めています。

信用リスク削減手法の内容については次のとおりです。

(1) 適格金融資産担保	(2) 貸出金と自金庫預金の相殺	(3) 保証
貸出等の担保として当金庫預金を差入れている場合に、貸出債権額を上限とし担保額を信用リスク削減額としています。担保の種類は定期預金または定期積金を対象とし、その証書・通帳を当金庫に差入れのうえ、定期預金の元金および定期積金契約上の債権に対し質権を設定する方法と、総合口座取引による当座貸越取引により定期預金に質権を設定する方法があります。与信の限度については、前者は定期預金の元金または定期積金の掛込残高を限度とし、後者は定期預金の元金の90%または200万円のいずれか少ない金額を限度としています。	信用金庫取引約定書または各種契約規定により、お取引先が期限の到来、期限の利益の喪失などにより当金庫の債務の弁済をしなければならない場合は、お取引先の預金またはその他の債権を、その期限のいかに関わらず相殺することとなっています。 なお、信用リスク削減手法の適用にあたっては、相殺に使用する預金等を定期預金および定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金等については全額(定期積金については掛込残高全額)、貸出金の残存期間を下回る預金等については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。	国、地方公共団体および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)については、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位/百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,152	4,424	27,421	27,728

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 当金庫は、クレジット・デリバティブについては該当がありませんので省略しています。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、直接的な派生商品取引は行っていないませんが、有価証券投資として購入した外国証券と投資信託の裏付け資産の一部に含まれています。

市場リスクについては市場 VaR により、信用リスクについては与信相当額と与信額として信用 VaR により、それぞれリスク量を計測し、統合的リスク管理の対象として管理しています。また、1先あたりの与信相当額に対して上限枠を設定し、特定の取引先への与信集中リスクを回避しています。

単位/百万円

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	127	23
グロス再構築の額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

単位：百万円

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	804	754	804	754
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	417	354	417	354
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	386	400	386	400
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	804	754	804	754

単位：百万円

	2023年度	2024年度
担保の種類別の額	—	—

単位：百万円

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの 種類別想定元本額	—	—	5,700	6,200

単位：百万円

	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

■証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替

え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫は、該当がありませんので省略しています。

■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券、その他出資金等が該当します。

株式関連資産に対しては、投資上限枠を設定し株価リスクを限定したうえで運用を行っています。また、統合的リスク管理

においても、株価リスクについて金利リスクおよび為替リスク等他の市場リスクとともに市場 VaR により計量化し、理事会で設定されたリスク限度枠に基づき、管理を行っています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

貸借対照表計上額および時価等

単位/百万円

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	14,414	14,414	16,434	16,434
非上場株式等	11,051	11,051	9,819	9,819
合計	25,465	25,465	26,253	26,253

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含みません。

貸借対照表で認識され、かつ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

単位/百万円

	2023年度	2024年度
評価損益	2,555	2,400

出資等または株式等エクスポージャーの売却 および償却に伴う損益の額

単位/百万円

	2023年度	2024年度
売却益	1,033	39
売却損	594	134
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表および 損益計算書で認識されない評価損益の額

単位/百万円

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位/百万円		
	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	43,192	42,636
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

■ CVA リスクに関する事項

CVA リスク相当額の算出に使用する手法の名称および各手法により算定される対象取引の概要

当金庫では、派生商品取引について簡便法を採用し CVA リスク相当額を算出しています。

CVA リスクの特性および CVA に関するリスク管理体制の概要

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引相手の信用度に応じた与信限度額等の設定等により管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、その管理体制を整備し、オペレーショナル・リスクの極小化に努めています。具体的には、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクと定義し、リスクごとに管理部門を設置するほか、各リスクを総合的

に管理する部門を事務統括部と定め、オペレーショナル・リスクに関する情報を一元管理できる体制を構築しています。また、本部各部の担当者を委員とするオペレーショナル・リスク管理委員会では、各所属で発生する問題点等の要因分析、再発防止策等の協議を定期的に行うなど、オペレーショナル・リスク削減に向けて実効的かつ組織横断的に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク相当額の算出手法の名称

当金庫では「標準的計測手法」を採用しています。

BI（事業規模指標）の算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）および金融商品要素（FC）の3つを合計して BI を算出しています。

ILM（内部損失乗数）の算出方法

BI が 1,000 億円以下であり、かつ、内部損失データを利用しないことから、ILM には「1」を適用しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

■金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が変動することによって、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生ずる収益・費用が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、金利リスクが経営に与える影響の重大性を認識し、すべての金利感応資産・負債を管理対象としたうえで、適切にコントロールすることを基本方針としており、理事会において決定される資本配賦運営の中で、金利リスクを含めた市場リスク限度枠（VaR）および銀行勘定の金利リスク限度枠

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、資産・負債の将来キャッシュフローを推定し計測していることから、流動性預金の満期の割当て方法や固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

●流動性預金の満期の割当て方法等

流動性預金（当座、普通、貯蓄等）について、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少額をコア預金（平均満期2.5年、最長5年）としています。また、コア預金を除いた流動性預金については、平均満期1.5ヵ月（0.125年）、最長3ヵ月（0.25年）としていることから、流動性預金全体の満期については、平均満期1.3125年、最長5年の取引として金利リスクを計測しています。

●固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮していません。

●その他の前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみを単純合算しており、通貨別の相関等は考慮していません。また、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドの変動は考慮していません。

なお、 ΔEVE は全ての通貨を対象としておりますが、 ΔNII は定量的および定性的な重要性評価の観点から、資産の5%未満かつ12ヵ月以内に満期（または金利更改）を迎える割合が低い通貨については計測対象外としております。

内部モデルの使用等はなく、 ΔEVE ・ ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提事項はないものと認識しています。

（100BPV）を設定し、遵守状況を月次でモニタリングするとともにアラームポイントを設けて管理しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ALM委員会および常勤会に要因分析や見通しを報告するとともに、必要に応じて有価証券の売却やヘッジ取引の活用といった対応策等について協議することとしています。

●その他の事項

銀行勘定の金利リスクは、 ΔEVE ・ ΔNII に加え、100BPVおよび金利リスクを含めた市場リスクをVaRにより計測しています。

100BPVは、金利が一律に1%上昇した場合の現在価値の変動の大きさと方向を表しており、月次で計測しています。なお、行動オプションについては、 ΔEVE ・ ΔNII と同様に考慮していません。

VaRについては、観測期間5年、保有期間120日、信頼区間99%の分散・共分散法により月次で計測しています。また、有価証券に係る非線形リスクを考慮するとともに、四半期毎にバックテストを実施し、必要に応じて乗数補正を行うなど、マーケットリスクを適切に計測しています。なお、信頼水準を99.9%に引き上げた場合や相関を考慮しない場合など、ストレステストを四半期毎に実施し耐性度を検証しています。

2025年3月末における ΔEVE の最大値は14,712百万円（前期末比▲383百万円）となり、当期の重要性テスト結果は63.028%と基準値の20%を超過していますが、規制資本を除いた自己資本の余裕状況および有価証券の含み損益の状況等を踏まえ、他の計測手法と併せて引き続き適正なリスク・コントロールに努めてまいります。

IRRBB:金利リスク

単位/百万円

項番		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	15,096	14,712	777	565
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	11,899	12,058		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,096	14,712	777	565
		前期末		当期末	
8	自己資本の額		22,115		23,343